

第2回分科会の内容を踏まえたマニュアルの全体構成の変更について

1 全体構成の変更の趣旨

(1) 「第2編 化学災害又は生物災害発生時の初動活動」新設

前回分科会(第2回分科会)までは、本マニュアルの前提条件を119番通報から初動時の活動までの間は、対象剤(生物剤or化学剤)や災害の種別(テロor事故)が不明であることとしていた。

しかしながら、化学工場での事故等119番通報の内容やその他の情報から、化学災害又は生物災害であると初動段階から判断できる場合があることを委員から指摘された。そのため、災害種別が明確になる場合でもマニュアルが活用できるようにするため、化学災害・生物災害それぞれに記載されていた、初動時の活動における共通部分を抜き出し、新たに第2編として追加した。

化学災害又は生物災害と初動時から判明している場合は、本マニュアルの該当部分(「化学災害」又は「生物災害」)を参照すれば対処できる構成としている。

(2) 「第6編 BC災害時における体調管理等」新設

BC災害は、非常に危険性が高い活動であるだけでなく、長時間の活動になる場合も想定され、隊員の体調管理や事後の健康診断の必要性など、特異な管理を実施する必要がある。

また、災害対応を行った隊員には、本人の申告に基づく健康・体調管理だけでなく、指揮者等による総合的な隊員の健康・体調管理や組織のバックアップに基づく惨事ストレスケアなどが必要である。

内容については、平成22年度救助技術の高度化等検討会報告書「座屈耐火建物等における救助活動について(技術)」中の体調管理部分を引用した。

2 全体構成の変更の内容及び変更概要

別添資料1-2参照